

議案第 3 号

高根沢町都市計画税条例の一部改正について

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例を、次のように定める。

令和 8 年 6 月 9 日

高 根 沢 町 長 神 林 秀 治

高根沢町都市計画税条例の一部改正について

1 概要

令和 8 年 4 月 1 日に公布された地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）に準じ、同日付で公布した高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例（令和 8 年高根沢町条例第 11 号）による改正以外の部分について、所要の改正をします。

2 改正内容

（1）特別特定建築物に該当する家屋のうち、令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの間に政府の補助を受けて一定のバリアフリー改修工事を実施した場合に、当該家屋に係る翌年度分から 2 年度分の都市計画税額を減額する割合を 3 分の 1 とします。

（改正後の附則第 7 項）

（2）上記（1）の追加に伴う項ずれに対応します。

（改正後の附則第 8 項から第 22 項まで）

3 施行日

公布の日から施行し、令和 8（2026）年 4 月 1 日から適用します。

高根沢町条例第 号

高根沢町都市計画税条例の一部を改正する条例

高根沢町都市計画税条例（昭和43年高根沢町条例第4号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
附 則 <u>（法附則第15条の11第1項の条例で定める割合）</u> <u>7 法附則第15条の11第1項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。</u> （改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） <u>8</u> （略） （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） <u>9</u> （略） <u>10</u> （略） <u>11</u> 附則第9項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受	附 則 （改修特別特定建築物に対する都市計画税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告） <u>7</u> （略） （宅地等に対して課する令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の特例） <u>8</u> （略） <u>9</u> （略） <u>10</u> 附則第8項の規定の適用を受ける宅地等に係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の宅地等調整都市計画税額は、当該宅地等調整都市計画税額が、当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の2を乗じて得た額（当該宅地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受

ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第9項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

13 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第9項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお

ける宅地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該宅地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額に満たない場合には、附則第8項の規定にかかわらず、当該都市計画税額とする。

11 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.6以上0.7以下のものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等の当該年度分の都市計画税に係る前年度分の都市計画税の課税標準額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該課税標準額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合における都市計画税額（以下「商業地等据置都市計画税額」という。）とする。

12 商業地等のうち当該商業地等の当該年度の負担水準が0.7を超えるものに係る令和6年度から令和8年度までの各年度分の都市計画税の額は、附則第8項の規定にかかわらず、当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき価格に10分の7を乗じて得た額（当該商業地等が当該年度分の固定資産税について法第349条の3（第18項を除く。）又は附則第15条から第15条の3までの規定の適用を受ける商業地等であるときは、当該額にこれらの規定に定める率を乗じて得た額）を当該商業地等に係る当該年度分の都市計画税の課税標準となるべき額とした場合にお

ける都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）

14 （略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

15 （略）

16 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第14項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

17 附則第９項及び第11項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第９項及び第12項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第10項、第12項及び第13項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第12項から第14項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第14項の「農地」とは法附則第17条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第15項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。

18 （略）

19 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計

ける都市計画税額（以下「商業地等調整都市計画税額」という。）とする。

（農地に対して課する令和６年度から令和８年度までの各年度分の都市計画税の特例）

13 （略）

（市街化区域農地に対して課する都市計画税の課税の特例）

14 （略）

15 前項の規定の適用を受ける市街化区域農地に対する附則第13項の規定の適用については、同項中「当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とあるのは「次項の規定により算定した当該農地に係る当該年度分の都市計画税額」とする。

16 附則第８項及び第10項の「宅地等」とは法附則第17条第２号に、附則第８項及び第11項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第25条第６項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第９項、第11項及び第12項の「商業地等」とは法附則第17条第４号に、附則第11項から第13項までの「負担水準」とは法附則第17条第８号ロに、附則第13項の「農地」とは法附則第17条第１号に、同項の「前年度分の都市計画税の課税標準額」とは法附則第26条第２項において読み替えて準用される法附則第18条第６項に、附則第14項及び前項の「市街化区域農地」とは法附則第19条の２第１項に規定するところによる。

17 （略）

18 （略）

（用途変更宅地等及び類似用途変更宅地等に対して課する都市計

画税の特例に関する経過措置)	画税の特例に関する経過措置)
<u>20</u> (略)	<u>19</u> (略)
(課税の特例)	(課税の特例)
<u>21</u> (略)	<u>20</u> (略)
(令和 8 年度分の都市計画税の税率の特例)	(令和 8 年度分の都市計画税の税率の特例)
<u>22</u> (略)	<u>21</u> (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の高根沢町都市計画税条例の規定は、令和 8 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和 7 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。